

平成 29 年度第 1 回香川県福祉有償運送運営協議会 議事録

日時：平成 29 年 4 月 10 日（月）13:30～14:30

場所：県庁本館 12 階 第 2 会議室

出席者：桑原会長、川畑委員（代理：古家専務理事）、猪塚委員、横井委員（代理：山崎理事長）、寺師委員、村瀬委員、矢野委員、豊島委員、岡村委員、高橋委員（代理：寺岡首席専門官）、藪下委員、安藤委員、小瀧委員、板東委員（代理：伊賀課長補佐）、富田委員、田尾委員、塩田委員（代理：中添主査）

内容：

○桑原会長挨拶の後、議事に入る。

議題：「特定非営利活動法人 明日に架ける橋」の福祉有償運送について

○事務局から説明

前回質問のあった福祉事業者損害賠償総合保険について、事務局から説明を行った。

○香川県タクシー協同組合古家委員からの説明

資料 1 に基づき、香川県のタクシー事業の現状について、説明を行った。

○本山タクシー矢野委員からの説明

資料 2 に基づき、香川県のタクシー事業者の現状について、説明を行った。

○説明に対する質疑状況

特に質問なし

○採決

事務局より採決方法の説明の後、採決に入る。

（委員）出席者 17 名のうち挙手 7 名。よって委員全員の賛同が得られなかったため、「特定非営利活動法人 明日に架ける橋」による福祉有償運送については不承認とすることで採決。

（採決結果について特に意見なし）

○その他の質疑状況

（委員）大多数の意見を基本として少数意見にも配慮しながら意見集約を図るとなっている。今挙手した側が少数意見だが、どういう形で配慮するのか。少数となった賛成の意見はどう反映されるのか。

（事務局）前回までのお話にあるとおり、歩み寄ることができるかどうかについて事務局の方でタクシー事業者と何回かお話はさせていただいている。組合の現状等の意見を聴取し、今の話の中で折り合える条件が今の状況ではないということ。

（事務局）賛成いただいた方お一人ずつご意見いただくことにする。

（委員）タクシー事業者さんの方が頑張られていて、福祉有償自体があまり必要じゃないという答えになったかと思う。それに異論はないが、ただ、前回の協議会の中で申請者側は、対価ではなく寄付をもらって運送をするということを発言されていた。あれに対し

てどうフォローするかというのは必要ではないか。運輸局のご意見を伺いたい。

(委員) 前回協議会に出ておらず、申請者の言った意味合いが今ひとつ分からないところもある。

(委員) 福祉有償運送の制度自体が駄目だという議論になっていた。運輸局が監視されるのであれば、問題ない。タクシー業界のご意見をいただきたい。

(委員) 道路運送法違反は、やってはいけないというのが我々の意見である。

(委員) ちゃんと管理されるということか。

(委員) 管理ということでいくと、今は登録制度の下、登録を取ってやっているのに、登録を取ったままで更新があるのではないかと思う。

(委員) 今回これで流れたら、更新しないと聞いているので、登録そのものがなくなるという認識である。ということは、何も認められていない状態でやられる可能性もある。

(委員) そうなると、我々の法律から外れてしまうので、警察とかそういう風な話になってくる可能性もあるのではないかと思う。なかなかそのあたり難しいところではあるが、今は登録制度の下でやっているのに、その法律の中でやっていただけるものと思っている。まずは、なぜ更新しないのかということが今ひとつ分からないところである。

(委員) 福祉有償運送の制度自体が認められないものだという認識になっている。

(委員) そういう流れになったのもなぜかなという気がする。

(委員) 今回の協議の一連のものを見ると、申請者はそう取っただろうと思う。

(委員) 違反の有無という話は、区域拡大とは別の話になる。協議会の中での議論をこの場でするのは、ふさわしくないのではないか。

(委員) 申請者本人が会員を乗せると言うが、実際の運営状態は分からない。

(委員) そういう微妙な範囲を認めるために福祉有償という制度はできていると思っている。事業拡大をする気があるかどうかというのはタクシー業界さんにとっては大事なところだと思うが、微妙なところを認めていって、こういう場でコントロールしようという制度だと思っていた。そこに対する違和感はすごくある。ここで認められないのであれば、更新しないと発言されていたと思うので、大丈夫かなという気はしている。

(委員) 私は申請者の福祉有償運送に、平成23年、平成26年、と出させていた。今タクシー業界は人員がどんどん減ってきて、大変な時代になってきている。隣におられるタクシー事業者さんも福祉の方をやっていて、介護タクシーはすごく皆さんに喜ばれ、利用客も増えていると思う。

選択肢はたくさんあった方がいいということは非常に分かる。タクシーもあり、介護タクシーもありと、色んな選択肢はいっぱいあった方がいいと思うが、我々も国土交通省から認可をいただいた認可事業者である。ということは、それだけ厳しい法律を守ってやっている。人が足りないから、車が足りないから、ということでデイサービスとして白ナンバーで老人の方を輸送している。それは国が苦肉の策で輸送を認めた。その代わりに、国土交通省の指定する講習会に最低年1回は講習を受けるということも決まっていると思う。だから、そういうことをちゃんとしてくださいと、申請者には、基本的にはタクシー会社をお願いしてください、年に1名でも2名でも3名でも構わないから2種免許を取っていただきたい、それから、要は白ナンバーだけでなく営業車両も1台なり2台なり増やして行ってください、言わばタクシーと同じようにしてくださいということを、23年、26年にお話しして、これを守ってくださいというお話をしている。ただ、色々聞いてはいるが、2種免許は1人も増えていない、営業ナンバーを取得した形跡もない。全体的に考えて、申請者がもっと謙虚な気持ちで話をすれば、我々も賛成

できるところは出てくるのではないかと思う。駄目なら強気で出れば何とかなるんだ、という話ではないと思う。我々は法律を守ってキチッと国土交通省から営業ナンバー、タクシー事業の許可をもらっている。

(委員) 23年の時、ものすごく苦労したのを覚えている。

(委員) 私もあの時、強く言わせてもらった。その時は逆転だった。福祉の方が多くて、こちらのタクシーの人間は少なかった。だから、初めから答えが出ているという感じで、正直、憤りを感じたこともある。

(委員) 申請者の発言を運輸局が重く受け止めていただければ問題のない話である。

(委員) 申請者が言う寄付による運送というのは、国土交通省の方はあまり関係ない話かと思う。

(委員) 関係ない話だが、捨て置けないからできた制度が福祉有償の制度。そこで認めてもらって、ちゃんとそこで登録さえすればいいですよ。そこから外した瞬間に、グレーの話が本当にクロになる可能性がある。警察が取り締まる、取り締まらないという話はあるが、所掌上は運輸局に間違いないので、そこはよろしくお願ひしたい。

むしろ、事業展開としてどれだけの量を運んでいるかということ把握している方がいいのではないか。水面下でやられると分からない。そういうリスクはある。運輸局に頑張っただけかかないと、皆さんが望んでいる結果にならない。実際西讃の方で今後どうなっていくかというのは分からない。

(委員) 西讃での展開をどの程度本当にやるのか分からない。

(委員) 申請者は、実は限定ではあるが、4条許可を持っている。営業車になると3ヶ月点検、車検も保険も高くなる。そういったことで安全が保たれる。タクシー業界も3ヶ月、6ヶ月、9ヶ月、12ヶ月点検。年間の自賠責が年間で12万円。一般は2万5千円だから全く違う。福祉有償でなく、4条許可で増車をして、当然、運行管理者も整備管理者も必要になる。安全を担保するためには当然必要。福祉有償ではなくいわゆる4条の患者限定の方をされるのが、いいやり方ではないかと思う。

(委員) 福祉有償制度を申請者はものすごく理解していると思う。本来あるべき姿でやればいいのではないか、というのは本当にその通りだと思うが、事業展開しようとする気はなさそうである。使い勝手良く、福祉有償という制度を使いたいただけなのではないかと思う。

(委員) 区域を拡大する根拠が、データのようなもので出てきていないと思う。

(委員) 別の所に事業所ができるから。

(委員) またがったら、高松市ではなく県の方ということだった。

(委員) 区域拡大をしたいところで、自分の所を利用したい人がいるが、タクシー事業者さんでは今お断りしているので、利用したいと思っている人を助けてあげたいという話ではないのか。

(委員) そうではなく、会員がいるので、そちらで営業所を作りたいというのが、申請者のご意見である。タクシー事業者さんが言うように、営業車を増やし、2種免許を増やす。行動がなければだめである。

(事務局) 会員については申請書にでており、観音寺で対象者が6名、三豊市で14名、綾川町で16名となっている。車両は、綾川で車いす対応が6台、セダンが5台、三豊は車いす対応が4台となっている。

(委員) 今、高松市では何台か。

(委員) 今認めているのは、参考資料にあるとおり、車いす7台、セダン1台、合計8台で

ある。

(委員) タクシー組合が作っている「香川県におけるタクシー事業の現状」を見ていただきたい。自治体からの助成について、高松市は2段になっているが、上側が高齢者で要介護認定を受けていて市民税非課税、その下側は障害者。透析患者であれば年間100枚、ほかの車いす等の方でもかなりの枚数を高松市が出していただいている。私ども福祉輸送をやっているが、乗車された方のかかなりの割合が、この助成金を利用されている。三豊市とか坂出市などは身体障害者にそういった助成がない。今回は承認されないという形となると、実際困るところは困ると思うので、障害者に対する助成というものを自治体の方に検討いただいて、タクシーを少しでも安くご利用いただけるように検討いただければ、少しでも使いやすくご利用いただけるのではないかと思う。当社でも、高齢者と障害者の助成券の利用割合は、市民税非課税という括りはあるが、障害者の方の助成券の方が3倍くらい多い。ぜひ自治体の方に検討いただきたい。よろしく願いしたい。

(委員) 全会一致ではなかったことから、いろいろとご意見いただいたが、結果については同じでよろしいか。それでは、先ほどお話しした結果、全会一致ではなかったので、不承認とさせていただきたい。

(事務局) 本会をもって、今回の福祉有償運送の協議会は終了させていただく。